

(証券コード 8107)

2023年6月5日

株 主 各 位

兵庫県神戸市中央区京町 83 番地

株式会社 キムラタン

取締役社長 清 川 浩 志

第 60 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 60 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考資料等(議決権行使書用紙を除く)の内容である情報(電子提供措置事項)は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://corporate.kimuratan.co.jp/ir/soukai/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所(東証)のウェブサイトでも電子提供措置を取っております。以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)へアクセスのうえ、「銘柄名(会社名)」に「キムラタン」または証券「コード」に「8107」(半角)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択してご確認くださいませ。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ **2023年6月26日(月曜日)午後6時まで**に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目9番地1号
神戸国際会議場3階301会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第60期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件決議事項
 - 第1号議案 取締役4名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い
各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 次の事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ① 業務の適正を確保するための体制
 - ② 連結株主資本等変動計算書
 - ③ 連結注記表
 - ④ 株主資本等変動計算書
 - ⑤ 個別注記表
- ◎ 議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kimuratan.co.jp/>) および東証ウェブサイトにて、修正後の事項を掲載させていただきます。

<株主総会決議通知について>

第60回定時株主総会の結果につきましては、書面による決議通知はお送りいたしませんのでご了承ください。決議の結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kimuratan.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 の株式の数
1	きよかわこうじ 清川 浩志 (1981年1月26日生)	2002年4月 清川建設(株) (現(株)レゾンディレクション) 取締役 2007年4月 同社 代表取締役 (現) 2013年5月 まるき葡萄酒(株) 代表取締役 (現) 2018年3月 浜田(株) 代表取締役 (現) 2018年6月 (株)室蘭カントリー倶楽部 代表取締役 (現) 2019年1月 当社顧問 2019年6月 当社代表取締役就任 (現) 2022年4月 (株)キムラタンエステート 代表取締役 (現)	65,818,400株
2	きむらゆうすけ 木村 裕輔 (1963年9月6日生)	1986年4月 当社入社 2003年4月 当社管理本部長 2003年7月 当社執行役員 2007年6月 当社取締役 2012年4月 当社常務取締役 (兼) 管理部長 (現) 2015年6月 上海可夢樂且商貿有限公司董事長 (現) 2018年1月 株式会社キムラタンフロンティア代表取締役 (現) 2019年6月 株式会社キムラタンリテール代表取締役 (現)	74,854株
3	そめかわちか 染川 智香 (1985年10月1日生)	2010年4月 税理士荒巻政文事務所入所 2015年7月 清川建設(株) (現(株)レゾンディレクション) 入社 2018年3月 同社 取締役 (現) 2019年6月 当社取締役就任 (現)	一株
4	すざきたかお 鈴木 孝男 (1944年3月25日生)	1967年 通商産業省 (現 経済産業省) 入省 1988年 通商産業省 機械情報産業局自動車課長 1995年 通商産業省 環境立地局長 1996年 中小企業金融公庫 理事 1998年 日本自動車工業会 副会長 兼 専務理事 2004年 独立行政法人中小企業基盤整備機構 理事長 2008年7月 三菱ふそうトラック・バス(株) 取締役副会長 企業 渉外・環境担当 2009年3月 同社 取締役会長 企業倫理・企業渉外・環境担 当・CBE0 2009年4月 メルセデスベンツ日本(株)取締役就任 (現) 2015年4月 三菱ふそうトラック・バス(株) 取締役相談役 2016年4月 同社 相談役 2016年6月 (株)ミクニ取締役就任 (現) 2020年6月 当社社外取締役就任 (現)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 鈴木孝男氏は社外取締役候補者であり、これまでの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待しており、引き続き選任をお願いするものであります。
- なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
3. 当社は、鈴木孝男氏との間で責任限度額を金300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に再任された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、各候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者の再任が承認された場合、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、次回更新時には同様の内容で更新することを予定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

常勤監査役岡村秀信氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 の株式の数
1	おかむらひでのぶ 岡村 秀信 (1959年11月1日生)	1982年4月 当社入社 2004年7月 当社西日本運営部部長 2005年6月 当社取締役 2007年6月 当社常務取締役 2008年2月 当社常務取締役営業本部長 2009年10月 当社取締役辞任 2011年6月 当社取締役 2012年4月 当社専務取締役 2012年10月 上海可夢樂旦商貿有限公司董事長 2015年6月 当社監査役(現)	21,905株

- (注) 当社は、候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者の再任が承認された場合、候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、次回更新時には同様の内容で更新することを予定しております。

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立が進行しましたが、一方で、不安定な国際情勢や原材料・エネルギー価格の高騰と急激な円安を背景に、幅広い品目で消費者物価が上昇しており、国内経済の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループでは、当2023年3月期を抜本的な構造改革の年として、2022年2月14日公表の「事業ポートフォリオの転換に関するお知らせ」に記載のとおり、当社アパレル事業の大幅縮小による多額の赤字の解消と、不動産事業の拡大による安定的な収益基盤の確保を柱とする全社的な事業構造改革に取り組んでまいりました。

アパレル事業の縮小につきましては、全国に展開する208店舗を閉鎖する計画に沿って2022年5月から順次閉鎖を実行し、2023年2月末日までに全店舗の閉鎖を完了させました。同時に閉店セール及びEC販路を活用した在庫の徹底消化にも取り組んでまいりました。

本社人員体制のスリム化につきましては、事業縮小によるブランドの絞り込み、業務範囲の見直し等を推し進め、2023年2月末日までに2022年2月時点の人員数に対し約65%のスリム化を実施いたしました。

一方、不動産事業の拡大につきましては、2022年2月14日及び同年4月1日に公表いたしましたとおり、4月1日付で全国に約70の収益物件を所有する株式会社キムラタンエステート（旧和泉商事有限会社）の株式取得が完了し、子会社化とともに不動産部門を設置し管理・運営体制の強化を実施いたしました。

当連結会計年度の売上高は、前年同期比16.3%減の35億47百万円となりました。事業ポートフォリオ転換により不動産事業が大幅拡大となりましたが、アパレル事業につきましては店舗販売が既存ベースでは堅調な推移となったものの、店舗数の減少及び2023年1月30日に公表いたしました「（開示事項の変更）子会社の事業縮小の中止並びに子会社に対する債権放棄及び子会社の異動を伴う株式譲渡に関するお知らせ」に記載のとおり、2023年2月1日付で子会社中西株式会社の株式譲渡を行い同社が連結の範囲から除外となったことにより事業全体では減収となりました。

売上総利益率は、アパレル事業において、円安の進行によるコスト増に加え、持越し在庫の完全消化を優先課題として、閉店セールでの値引率を大幅に深め徹底消化を図った結果、前年同期に対し11.0ポイント減の31.4%となり、売上総利益額は前年同期比38.0%減の11億13百万円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、不動産事業の拡大に伴う経費の純増と、不動産事業のM&Aに伴う株式取得関連費用1億49百万円や後記のシンジケートローン契約に伴う登記費用30百万円等の一時費用の計上、のれんの償却額等が増加要因となりましたが、一方でアパレル事業の経費については、店舗閉鎖や本社スリム化など事業の縮小による人件費の減少、店舗家賃の減少等により大幅減となったことから、全社ベースでは前年同期比22.2%減の18億38百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業損失は、在庫一掃に向けた粗利益率の大幅低下に加え、前掲の一時費用の負担が重く、7億24百万円（前年同期は営業損失5億64百万円）となりました。経常損失は、急激な円安の進行により為替差損28百万円を計上したことや、2022年9月22日付「シンジケートローン契約締結に関するお知らせ」において公表のシンジケートローン契約締結に伴うアレンジメントフィー等の借入手数料1億49百万円の計上等により10億37百万円（前年同期は経常損失6億9百万円）となりました。

加えて、前掲のとおり2023年2月1日付で子会社中西株式会社の全株式を譲渡いたしました。同社に対する貸付金の一部免除を含む関係会社株式売却損52百万円及び2023年2月22日付で公表の「債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ」に記載のとおり当社が物流倉庫を賃借していた取引先の破産手続開始決定により当該取引先に対する敷金返還請求権39百万円について貸倒引当金を計上したこと等により親会社株主に帰属する当期純損失は11億34百万円（前年同期は当期純損失8億92百万円）となりました。

（アパレル事業）

当連結会計年度において、インショップ及び直営店208店舗の閉鎖を実施するとともに閉店セールにおける在庫品の徹底消化に注力してまいりました。結果、実店舗での販売は、行動制限の緩和、新型コロナウイルス感染症の影響の低減により年度を通じて堅調に推移し、閉店セールにおいては、値ごろ感を訴求した売場展開、販売動向に合わせた売価変更等を行い前年同期の倍以上の販売推移となったことにより、既存店ベースの売上高は、前年同期比27.6%増となりました。

店舗数については、前掲のとおりインショップ及び直営店208店舗の閉鎖を実施し、当期末の店舗数はアウトレット2店舗を含む9店舗となりました。

ネット通販につきましては、実店舗での閉店セールにおいて在庫の徹底消化を図ったことから、ネットでは価格訴求型の販売促進の抑制、送料無料キャンペーンの休止など収益性の向上に努めたことやブランド絞り込みにより販売アイテム数が減少した影響で、売上高は前年同期比40.3%減となりました。

卸業態については、大手量販専門店との取り組みが進行しましたが、一部得意先においては追加受注が低調となり、また前掲のとおり2023年2月1日付で子会社中西が連結の範囲から除外となったことにより、当期の売上高は前年同期比32.0%減となりました。

以上の結果、当期におけるアパレル事業の売上高は、前年同期比35.3%減の26億34百万円となりました。セグメント利益については、6億38百万円の損失（前年同期は5億16百万円の損失）となり、持越し在庫の完全消化に向けて値引率を深め販売強化を図ったことにより赤字幅は拡大する結果となりましたが、店舗閉鎖、本社スリム化による固定費削減が進み、在庫消化も計画を上回るなど、事業黒字化に向けた構造改革が進捗する結果となりました。

（不動産事業）

不動産事業については今後の収益の柱事業と位置付け、当連結会計年度の期首においてM&Aによる株式会社キムラタンエステートの子会社化と不動産部門の設置、運営・管理体制の整備を行い、不動産事業を本格的に開始いたしました。

当連結会計年度においては、物件ごとに異なる顧客ニーズへの対応力強化による稼働率の向上と、徹底した効率化による管理コストの最小化を課題に掲げ、物件ごとの詳細な現状分析や戦略立案を行ってまいりました。その結果、年度を通じて安定的に利益を確保しており、柱事業として全社的な事業構造改革に貢献しております。期末にはさらなる収益力の向上を目指して、管理業務の一部の内製化にも取り組んでまいりました。

以上の結果、当期の不動産事業の売上高は7億99百万円となりセグメント利益は1億90百万円となりました。

(その他事業)

保育園事業においては、当期は事業収益の改善を課題として園児の募集に注力し、充足率の向上を目指してまいりました。しかしながら、出生数が減少する環境下で、質の高い保育を安定的に提供するためには当社のような少数園での運営体制には限界があり、運営施設数が多くノウハウがより豊富な事業体に運営を移管することが望ましいと考えられることから、2023年1月30日付で公表の「保育事業の事業譲渡に関するお知らせ」に記載のとおり、2023年4月1日付で当社グループが設置・運営するキムラタン保育園の事業譲渡を決定いたしました。

ウェアラブルIoT事業においては、引き続き導入園の拡大に向けて保育博への出展等の営業強化に注力するとともに、午睡中の見守りに特化した「おひるねバンド」型の新製品“cocolin lite”の開発に取り組んでまいりました。“cocolin lite”では、午睡中の姿勢の変化の誤検知が限りなくゼロであるウェアラブルならではの長所をそのままに、リスクの高い午睡時の体動変化の検知に特化することで、着脱が容易であるメリットを付加することにより、幅広く保育施設のニーズに対応しながら導入園の拡大を目指してまいります。

以上の結果、当期におけるその他事業の売上高は、前年同期比9.9%増の1億14百万円となり、セグメント利益は55百万円の損失（前年同期は86百万円の損失）となりました。

以上のとおり、当連結会計年度を抜本的な構造改革の年と位置付け、ポートフォリオ転換に向けた施策に取り組んでまいりました。業績は減収、赤字拡大と非常に厳しいものとなりましたが、構造改革は計画どおりに進捗し年度末までに完了させることができました。今後、2024年3月期の単年度の黒字化と将来的な成長と安定的な財務基盤の構築を実現し、企業価値の回復と向上に努めてまいります。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な設備投資はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は、子会社株式会社キムラタンエステートが有する金融債務の借換え及び当社既存借入金の借換えのための資金を調達し、将来の金融費用の圧縮を図ることを目的としてシンジケートローン契約を締結し資金調達を実行いたしました。シンジケートローン契約の概要は以下のとおりです。

(1) 形態	タームローン
(2) 契約金額	55億46百万円
(3) 契約締結日	2022年9月27日
(4) 借入日	2022年9月30日
(5) 最終返済期日	2042年9月30日
(6) 返済方法	3ヶ月毎元金均等弁済
(7) 資金使途	子会社への転貸資金（子会社借入金の借換え資金）、既存借入金の借換え資金
(8) 金利	基準金利＋スプレッド

(9) アレンジャー	株式会社三井住友銀行
(10) 参加金融機関	株式会社三井住友銀行、株式会社みなと銀行

4. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 57 期 (2020 年 3 月期)	第 58 期 (2021 年 3 月期)	第 59 期 (2022 年 3 月期)	第 60 期 (当連結会計年度) (2023 年 3 月期)
売上高 (百万円)	4,916	4,708	4,237	3,547
親会社株主に帰属 する当期純損失 (百万円)	580	416	892	1,134
1 株当たり当期純損失 (円)	5.04	3.15	6.07	6.25
総資産 (百万円)	2,805	3,470	2,587	7,629
純資産 (百万円)	787	1,002	119	168
1 株当たり純資産額 (円)	6.37	6.72	0.67	0.74

(注) 1 株当たり当期純損失は、期中平均株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 57 期 (2020 年 3 月期)	第 58 期 (2021 年 3 月期)	第 59 期 (2022 年 3 月期)	第 60 期 (当事業年度) (2023 年 3 月期)
売上高 (百万円)	3,863	3,588	3,132	2,012
当期純損失 (百万円)	575	433	854	1,040
1 株当たり当期純損失 (円)	4.99	3.28	5.81	5.73
総資産 (百万円)	1,916	2,823	2,062	8,063
純資産 (百万円)	806	997	155	296
1 株当たり純資産額 (円)	6.53	6.69	0.91	1.37

(注) 1 株当たり当期純損失は、期中平均株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しております。

5. 対処すべき課題

当社グループでは、2014 年 3 月期より継続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当連結会計年度において 7 億 24 百万円の営業損失及び 11 億 34 百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、以下の対応策を着実に実行することで、当該状況を早期に解消し、業績及び財務体質の改善を目指してまいります。

1. 事業ポートフォリオの転換

当社は、2022 年 2 月 14 日付公表の「事業ポートフォリオ転換に関するお知らせ」に記載のとおり、2023 年 3 月期において当社アパレル事業の大幅縮小と不動産事業の拡大を柱とする事業ポートフォリオの転換を実行いたしました。今後はアパレル事業の赤字の解消と不動産事業の安定的な利益確保により経営再建と財務基盤の強化を果たしてまいります。

アパレル事業におきましては、2023 年 2 月までに全国 208 店舗の閉鎖と本社人員のスリム化並びに在庫の圧縮を完了させており、これまでの多額の赤字の要因を排除してまいりました。

今後は規模を追求するのではなく、独自価値の創造、ブランド力の回復と向上に努め、コンパクトながら利益体質の事業へと変貌を遂げてまいります。

不動産事業におきましては、2023年3月期においても安定的に収益を確保しており、今後も既存物件の稼働率の向上と、管理コストの最小化による収益力の向上に努めてまいります。

同時に、企業価値の回復と向上を果たしていくために、成長戦略として新たなM&Aを含む不動産投資についても積極的に案件の探索と検討を推し進め、さらなる収益力の向上につなげてまいります。

ウェアラブル事業につきましては、2023年3月期においても導入園数が増加しておりますが、保育の現場における事故防止に対する関心が高まる中、今後も導入園の増加が見込まれるところであり、安心・安全、保育の質の向上に貢献することを通じて社会的に意義のある事業として育成してまいります。

2. 財務体質の改善

(1) キャッシュ・フローの黒字化

2023年3月期の営業キャッシュ・フローは、遺憾ながら引き続きマイナスとなったものの、アパレル事業の事業縮小と在庫の徹底消化並びに不動産事業が安定的にキャッシュ・フローを確保したことにより前年同期に対し大幅な改善となりました。

今後についても、過剰生産の排除、仕入の適正化等、キャッシュ・フロー経営に徹し、財務体質の改善を図ってまいります。

(2) 運転資金確保

当社グループは、これまで、取引金融機関との緊密な関係維持に努めてまいりました。定期的に業績改善に向けた取組み状況等に関する協議を継続しており、今後も、必要な運転資金について取引金融機関より継続的な支援が得られるものと考えております。

さらに、当社は、2021年10月8日開催の取締役会において、必要運転資金の確保と将来の成長戦略のための資金調達を目的として、第16回新株予約権の発行を決議し、2023年3月期において94,000個の権利行使がなされ1億73百万円の資金を調達しております。

以上により、2024年3月期の単年度黒字化を実現するとともに、将来的な成長と安定的な財務基盤の構築に努めてまいります。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社キムラタンリテール	1百万円	100.0%	当社店舗における販売業務の受託
上海可夢樂旦商貿有限公司	44百万円	100.0%	中国国内における卸販売及び輸出入
株式会社キムラタンフロンティア	8百万円	100.0%	保育所の運営受託
株式会社キムラタンエステート	10百万円	100.0%	不動産賃貸業

上海可夢樂旦商貿有限公司は、現在清算手続き中であります。

中西株式会社につきましては、2023年2月1日付で当社が保有する全株式を譲渡したことにより、同日をもって子会社ではなくなりました。

株式会社キムラタンエステート（旧和泉商事有限会社）は、2022年4月1日付でその全株式を取得したことにより、子会社となっております。

7. 企業集団の主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、ベビー・子供アパレル事業、不動産事業及びウェアラブルIoT事業を営んでおります。

保育園事業については、2023年4月1日付で当社が設置する保育施設の事業譲渡を行い、また他社が設置する保育施設の運営受託契約も終了いたしました。

8. 企業集団の主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

当社本店 兵庫県神戸市中央区京町83番地

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況（2023年3月31日現在）

従業員数	前年度末比増減
55名	315名減

(2) 当社の従業員の状況（2023年3月31日現在）

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23名	17名減	50歳3ヵ月	20年7ヵ月

10. 企業集団の主要な借入先及び借入額（2023年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社 三井住友銀行	4,932百万円
株式会社 みなと銀行	487百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 203,175,626 株 (自己株式 8,784 株を除く)
- (3) 株主数 33,794 名
- (4) 上位 10 名の大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
清川 浩志	65,818	32.39
株式会社レゾンディレクション	14,700	7.24
吉丸 昌宏	9,220	4.54
澤田 秀雄	8,643	4.25
大都長江投資事業有限責任組合	7,013	3.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,307	2.61
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE USL NON-TREATY CLIENTS ACCOUNT CEO MICHAEL O' GRADY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2,983	1.47
株式会社ファミリーショップワタヤ	2,210	1.09
前田 哲治	1,516	0.75
宝天 大同	1,474	0.73

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (8,784 株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
該当事項はありません。

III 会社の新株予約権等に関する事項

1. 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項
該当事項はありません。
2. 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	清川 浩志	株式会社レゾンディレクション 代表取締役 株式会社キムラタンエステート 代表取締役
常務取締役 (財務担当)	木村 裕輔	上海可夢楽旦商貿有限公司 董事長 株式会社キムラタンリテール 代表取締役 株式会社キムラタンフロンティア 代表取締役
取締役	染川 智香	
取締役	鈴木 孝男	
常勤監査役	岡村 秀信	
監査役	南 靖郎	
監査役	猪塚 良弘	

- (注) 1. 取締役鈴木孝男氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届けております。
2. 監査役南靖郎氏及び猪塚良弘氏は社外監査役であります。
3. 当社は社外取締役鈴木孝男氏、社外監査役南靖郎氏及び社外監査役猪塚良弘氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金 300 万円又は会社法第 425 条第 1 項に定める責任限度額のいずれか高い額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動型 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	10 百万円 (2 百万円)	10 百万円 (2 百万円)	—	—	4 名 (1 名)
監査役 (うち社外監査役)	11 百万円 (4 百万円)	11 百万円 (4 百万円)	—	—	3 名 (2 名)
合 計 (うち社外役員)	22 百万円 (6 百万円)	22 百万円 (6 百万円)	—	—	7 名 (3 名)

① 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1986年4月28日開催第22回定時株主総会において、月額15百万円以内とすることで決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催第31回定時株主総会において、月額5百万円以内とすることで決議いただいております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

当社は、2021年3月17日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

ロ. 当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬については、月例の固定報酬のみとすることとし、取締役の報酬額については定時株主総会において決議された上限額（月額 15 百万円）の範囲内で、取締役会において総額を決議し、個別の取締役の報酬額については、代表取締役社長に一任することとしております。代表取締役社長は、当社業績、役位、職責等を勘案して個別の取締役の報酬額を決定することとします。

ハ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役が当社業績、役位、職責等を勘案し原案を策定しており、方針との整合性は確保されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当事業年度におきましては、2022 年 6 月 29 日開催の取締役会において代表取締役社長清川浩志に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役において決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く経営環境、当社の経営状況を踏まえつつ、各取締役の担当領域や職責について評価を行うには最も適していると判断したためであります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。保険契約は 1 年ごとに更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	鈴木孝男	当事業年度に開催された取締役会 13 回（うち定例取締役会は 13 回）中 13 回に出席し、これまでの幅広い経験や識見を活かした専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	南 靖郎	当事業年度に開催された取締役会 13 回（うち定例取締役会は 13 回）中 13 回に出席し、主として弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また当事業年度に開催の監査役会 14 回中 14 回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議などを行っております。
	猪塚良弘	当事業年度に開催された取締役会 13 回（うち定例取締役会は 13 回）中 13 回に出席し、金融機関での経験や識見を活か

		した専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また当事業年度に開催の監査役会 14 回中 14 回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議などを行っております。
--	--	--

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

監査法人K s L a b.

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法第 2 条第 1 項の業務に係る報酬等の額	19 百万円
② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19 百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できませんので、上記①の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積の算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 339 条第 1 項の同意を行っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会社法第 340 条 1 項に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、監査役会が定める会計監査人の選定基準に則り、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会の議案の内容を会社法第 344 条に則り決定します。

5. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第 427 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となっております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	409	流動負債	890
現金及び預金	55	支払手形及び買掛金	25
受取手形及び売掛金	54	短期借入金	223
商品及び製品	213	1年内返済予定の長期借入金	324
原材料及び貯蔵品	5	未払金	133
前払費用	10	未払費用	38
短期貸付金	30	未払法人税等	26
その他	42	契約負債	2
貸倒引当金	△2	賞与引当金	8
		その他	108
固定資産	7,219	固定負債	6,570
有形固定資産	6,692	長期借入金	6,145
建物及び構築物	4,036	繰延税金負債	365
工具、器具及び備品	0	その他	59
土地	2,654	負債合計	7,461
		純資産の部	
無形固定資産	489	株主資本	137
のれん	489	資本金	2,796
		資本剰余金	2,114
投資その他の資産	37	利益剰余金	△4,768
破産更生債権等	9	自己株式	△4
関係会社株式	4	その他の包括利益累計額	12
その他	76	繰延ヘッジ損益	0
貸倒引当金	△52	為替換算調整勘定	12

		新株予約権	17
		純資産合計	168
資産合計	7,629	負債及び純資産合計	7,629

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		3,547
売上原価		2,434
売上総利益		1,113
販売費及び一般管理費		1,838
営業損失		724
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
助成金収入	2	
受取保険金	19	
その他	15	37
営業外費用		
支払利息	108	
株式交付費	8	
借入手数料	149	
為替差損	28	
控除対象外消費税等	26	
その他	28	350
経常損失		1,037
特別損失		
固定資産除却損	1	
店舗閉鎖損失	1	
本社移転費用	1	
減損損失	6	
貸倒引当金繰入額	39	
貸倒損失	0	
関係会社株式売却損	52	
投資有価証券売却損	0	103
税金等調整前当期純損失		1,140
法人税、住民税及び事業税	33	

法人税等調整額	△39	△5
当期純損失		1,134
親会社株主に帰属する当期純損失		1,134

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

監査法人 Ks Lab.
大阪府大阪市

指定社員
業務執行社員
指定社員
業務執行社員
公認会計士 松岡 繁郎
公認会計士 平松 了

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キムラタンの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2014年3月期より継続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当連結会計年度において7億24百万円の営業損失及び11億34百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に

対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	440	流動負債	1,846
現金及び預金	35	買掛金	25
売掛金	90	短期借入金	223
商品及び製品	213	関係会社短期借入金	1,017
原材料及び貯蔵品	5	1年内返済予定の長期借入金	324
前渡金	1	未払金	139
前払費用	8	未払費用	21
短期貸付金	30	未払法人税等	23
その他	91	契約負債	2
貸倒引当金	△35	預り金	8
		賞与引当金	8
		その他	52
固定資産	7,623	固定負債	5,920
有形固定資産	4	長期借入金	5,920
建物	4	繰延税金負債	0
工具、器具及び備品	0		
		負債合計	7,766
		純資産の部	
		株主資本	278
投資その他の資産	7,618	資本金	2,796
関係会社株式	2,681	資本剰余金	2,114
破産更生債権等	9	資本準備金	2,114
長期前払費用	4	利益剰余金	△4,627
出資金	0	その他利益剰余金	△4,627
関係会社長期貸付金	4,919	繰越利益剰余金	△4,627
その他	55	自己株式	△4
貸倒引当金	△52	評価・換算差額等	0

		繰延ヘッジ損益	0
		新株予約権	17
		純資産合計	296
資産合計	8,063	負債及び純資産合計	8,063

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		2,012
売上原価		1,251
売上総利益		761
販売費及び一般管理費		1,362
営業損失		601
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	0	
助成金収入	0	
受取手数料	3	
その他	3	33
営業外費用		
支払利息	56	
株式交付費	8	
借入手数料	119	
貸倒引当金繰入額	17	
為替差損	11	
その他	17	230
経常損失		798
特別損失		
固定資産除却損	0	
店舗閉鎖損失	1	
貸倒引当金繰入額	39	
関係会社債権放棄損	164	
減損損失	6	
関係会社株式売却損	29	241

税引前当期純損失		1,039
法人税、住民税及び事業税	1	1
当期純損失		1,040

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

監査法人 Ks Lab.
大阪府大阪市

指定社員	公認会計士	松岡 繁郎
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	平松 了
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キムラタンの2022年4月1日から2023年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2014年3月期より継続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当事業年度において6億1百万円の営業損失及び10億40百万円の当期純損失を計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 取締役会への出席及び業務監査等に於いて、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、検証いたしました。
 - 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号の掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 監査法人 Ks Lab. の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 連結計算書類の監査結果
会計監査人 監査法人 Ks Lab. の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月6日開催の取締役会において、M&Aを含む不動産投資に必要な資金確保として、第三者割当による新株式発行を決議し、2023年4月24日付で新株式発行を実行されております。

当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2023年5月24日

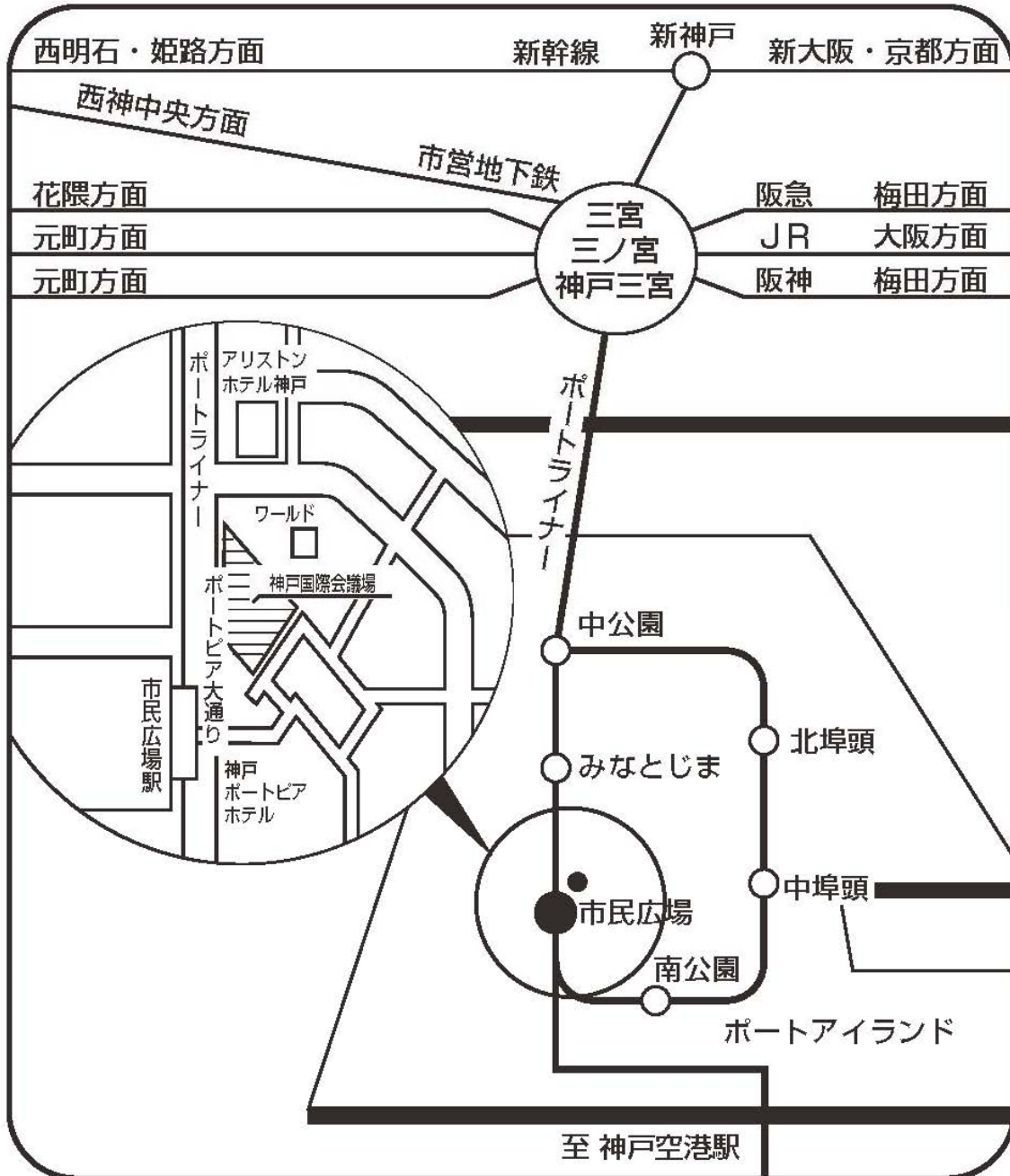
株式会社 キムラタン 監査役会

常勤監査役 岡村 秀信 ㊟

社外監査役 南 靖郎 ㊟

社外監査役 猪塚 良弘 ㊟

株主総会会場ご案内図



交通のご案内

ポートルライナー「市民広場駅」下車徒歩2分